

外国人介護従事者受入れ環境整備事業実施要綱

30 福保高介第2548号
平成31年3月29日
31 福保高介第2232号
一部改正 令和2年3月31日
2 福保高介第1982号
一部改正 令和3年3月19日
5 福祉高介第1151号
一部改正 令和6年2月26日

1 目的

本事業は、今後増加が見込まれる外国人介護人材が、外国人介護人材の受入れに係る各制度（経済連携協定、外国人技能実習制度、在留資格「介護」等）の趣旨に沿って、都内に所在する介護サービスを提供する事業所等（以下「事業所」という。）において円滑に就労・定着できるよう、受入環境の整備を推進することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

3 実施方法

都は、次の要件を満たす法人に本事業の一部を委託して実施することができる。

- (1) 介護保険サービス全般について、幅広い知識・情報を備えていること。
- (2) 福祉保健医療を担う人材育成に関する豊富な知識・ノウハウを有していること。

4 事業内容

- (1) 都は、事業所が事業所内の外国人介護職員と日本人職員や介護サービス利用者等との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機の導入や異文化理解に関する研修の受講等の環境整備を実施する場合に、実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助を行う。
- (2) 都又は本事業の受託者は、介護事業者の経営者等に対し、外国人受入れに必要な知識・ノウハウ等を提供するためのセミナー及び個別相談会を開催する。
- (3) 都又は本事業の受託者は、外国人介護従事者の指導担当職員に対し、事業所における指導体制の整備を支援するための研修を実施する。

5 事業実施に当たっての留意事項

都と本事業の受託者は、緊密な連携を図りながら本事業を実施するものとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日31福保高介第2232号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日2福保高介第1982号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月26日5福祉高介第1151号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。